

令和8年度 「越前市くらし応援商品券」発行業務プロポーザル 質問内容と回答

(質問内容については、原文のまま掲載しています。)

| 質問に係る項目 | 質問 | 回答 |
|---------------------------------------|---|--|
| 精算について | デジタル商品券の取得率により、決済手数料や紙商品券の製作数 が変動するため、係る経費は実数精算する認識でよろしいでしょ うか。 また上記以外にも人件費や製作物も実数精算する想定かどうかご教 示ください。 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル商品券の取得状況により数量が変動する紙商 品券の印刷等については、市と協議のうえ、実施数量 を確定し契約金額の範囲内で精算します。 ただし、人件費については、人数や作業日数に応じて 事後的に精算する契約形態を想定しておりません。 |
| 概算払いについて | 商品券の原資相当額の概算払いはお認めいただけますでしょ うか。 | <ul style="list-style-type: none"> 商品券の原資相当額について、業務の進捗に応じて部 分払いにて支払うことは可能です。 支払金額や時期については、契約締結時に協議のうえ 決定するものとします。 |
| 実施要領 4 参加要件 | 複数企業による共同体（コンソーシアム）による応募は可能でし ょうか。 可能な場合、構成員も満たす必要がある参加要件と構成員の提出 必要書類をご教示願います。 | <ul style="list-style-type: none"> 本プロポーザルにおいては、共同体（コンソーシアム） での応募は想定していないため、共同体（コンソーシア ム）による応募は認めないものとします。 |
| 実施要領 「8 企画提案書の提出（4） 提出書類 イ」 | 「企業名、商品・サービス名、ロゴデザインなど、特定の企業や 商品・サービスが判別されない形で作成すること」とありますが、システム名称・サービス名や、協力予定の企業名（印刷会社 など）の記載も禁止という認識でよろしいでしょうか。それと も、提案者（代表企業）の特定に繋がらない範囲であれば記載は 可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> 公平な審査を確保する観点から、企画提案書には、提 案者が特定されるおそれのあるシステム名称・サービ ス名や、協力予定の企業名等の記載は行わないものとしま す。 一方、提案者の特定に繋がらない、システム名称・サー ビス名や、協力予定の企業名等については、記載して差 し支えありません。 |
| 実施要領 「8 企画提案書の提出（4） 提出書類 エ 工程表」 | 提出書類として指定されている「工程表」について確認させてく ださい。こちらは、契約締結から事業終了（あるいは準備期間か ら運用開始まで）の「業務運営スケジュール」を記載したもの という認識でよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> 契約締結後から事業終了までの業務運営に関するスケ ジュールを作成してください。 |

| 質問に係る項目 | 質問 | 回答 |
|--|--|--|
| 仕様書 「(4) 周知・広報」 | 対応言語（ポルトガル語、ベトナム語、英語、中国語）でのチラシ作成やホームページの掲載についてお伺いします。ホームページの多言語対応は、自動翻訳ツール（Google 翻訳等）の機能を利用した対応でも差し支えないでしょうか。あるいは、専門の翻訳（ネイティブスピーカーや翻訳会社によるチェック対応）が必要でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定した多言語のチラシは、事業内容を正確に外国人市民に伝える必要があることから、専門的な翻訳による対応を求めます。 ・ 当該翻訳済みチラシをホームページ上に掲載し、利用者が確実にチラシにアクセスできる状態が確保される場合には、ホームページの多言語対応については自動翻訳機能を用いた対応としても差し支えありません。 |
| 仕様書 「(6) 取扱店舗」 | 取扱店舗の募集活動を円滑かつ迅速に行うため、市が過去に実施した類似事業における事業者（取扱店舗）リスト等をデータでご提供いただくことは可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱店舗の募集方法や、参加店舗の拡大に向けた工夫については、実施要領「9 審査方法等（2）①審査基準」における「企画提案力」として評価する内容であるため、提案者間の公平性を確保する観点から、過去の事業における取扱店舗リスト等の提供は行いません。 |
| 仕様書 「(8) 商品券の仕様について デジタル商品券の仕様について | <p>「スマートフォン等で使用する既存のキャッシュレス決済サービスの専用アプリを利用して運用すること」との記載がございますが、有名な主要電子決済アプリに限定されず、他自治体様等で利用実績のあるキャッシュレス決済サービスでの提案で問題ないでしょうか。</p> <p>その場合、ネイティブアプリとブラウザの大きく2つのタイプがありますが、どちらの提案でも可能でしょうか。また、「既存のキャッシュレス決済サービス」とは、特定の1社（単一のアプリ）を想定されていますでしょうか。それとも複数の決済サービスを活用した提案も可能でしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のキャッシュレス決済サービスに限定するものではなく、仕様書に定める機能要件を満たす既存のキャッシュレス決済サービスであれば提案可能あり、他自治体等において利用実績のあるサービスを想定しています。 ・ また、ネイティブアプリとブラウザ形式いずれによる提案も可能とします。 ・ さらに、単一の決済サービスに限らず、複数のキャッシュレス決済サービスを活用した提案も可能とします。 ・ ただし、これらに係る費用については、契約金額の範囲内で対応することとします。 |

| 質問に係る項目 | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| <p>仕様書 「(8) 商品券の仕様について ア デジタル商品券の仕様」 について</p> | <p>仕様書に「スマートフォン等で使用する既存のキャッシュレス決済サービスの専用アプリを利用して運用すること。」との記載がございますが、「既存」の定義についてご教示ください。具体的には、以下の点についてご確認させてください。</p> <p>① 「既存」とは「新規開発なし」という意味でしょうか。</p> <p>② 「専用アプリ」とは「越前市様のネイティブアプリを構築する」という意味でしょうか。</p> <p>③ 受託者側で必要な機能を備えたシステム（既存サービスの活用や機能追加・構築を含む）の提案は可能でしょうか。</p> <p>ご教示いただけますと幸いです。</p> | <p>① 本業務の迅速な遂行の観点から、「既存のキャッシュレス決済サービス」とは、市場において稼働実績のある決済サービスを指すものとし、新たに開発を要する決済アプリは想定していません。</p> <p>② 「専用アプリ」とは、iOS と Android の端末に対応した、既存の決済用アプリを指すものであり、越前市独自のネイティブアプリを新たに構築することを求めるものではありません。</p> <p>③ 既存のキャッシュレス決済サービスに対し、本事業の遂行に必要な機能を追加して提案することは可能としますが、これらに係る費用については、契約金額の範囲内での対応とします。</p> |